

〔用語の解説〕

1 農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

ア 露地野菜作付面積 15 a	イ 施設野菜栽培面積 350㎡	ウ 果樹栽培面積 10 a
エ 露地花き栽培面積 10 a	オ 施設花き栽培面積 250㎡	カ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
キ 肥育牛飼養頭数 1 頭	ク 豚飼養頭数 15頭	ケ 採卵鶏飼養羽数 150羽
コ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽		

サ その他 調査期日前 1 年間ににおける農業生産物の総販売額（以下「農産物販売金額」という。）が 50万円に相当する事業の規模

- (3) 農作業の受託の事業

2 家族経営体

世帯で事業を行う者をいう。

3 組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。

4 法人経営体

法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人を含む）

5 農家

経営耕地面積が10 a 以上又は過去 1 年間の農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

6 販売農家

経営耕地面積が30 a 以上又は調査日前 1 年間の農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

7 自給的農家

経営耕地面積が30 a 未満かつ調査日前 1 年間の農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

8 土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて 5 a 以上所有している世帯をいう。

9 主業農家

農家所得の 5 割以上が農業所得で、過去 1 年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

10 準主業農家

農家所得の 5 割未満が農業所得で、過去 1 年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

11 副業的農家

過去 1 年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家で、主業農家及び準主業農家以外の農家をいう。

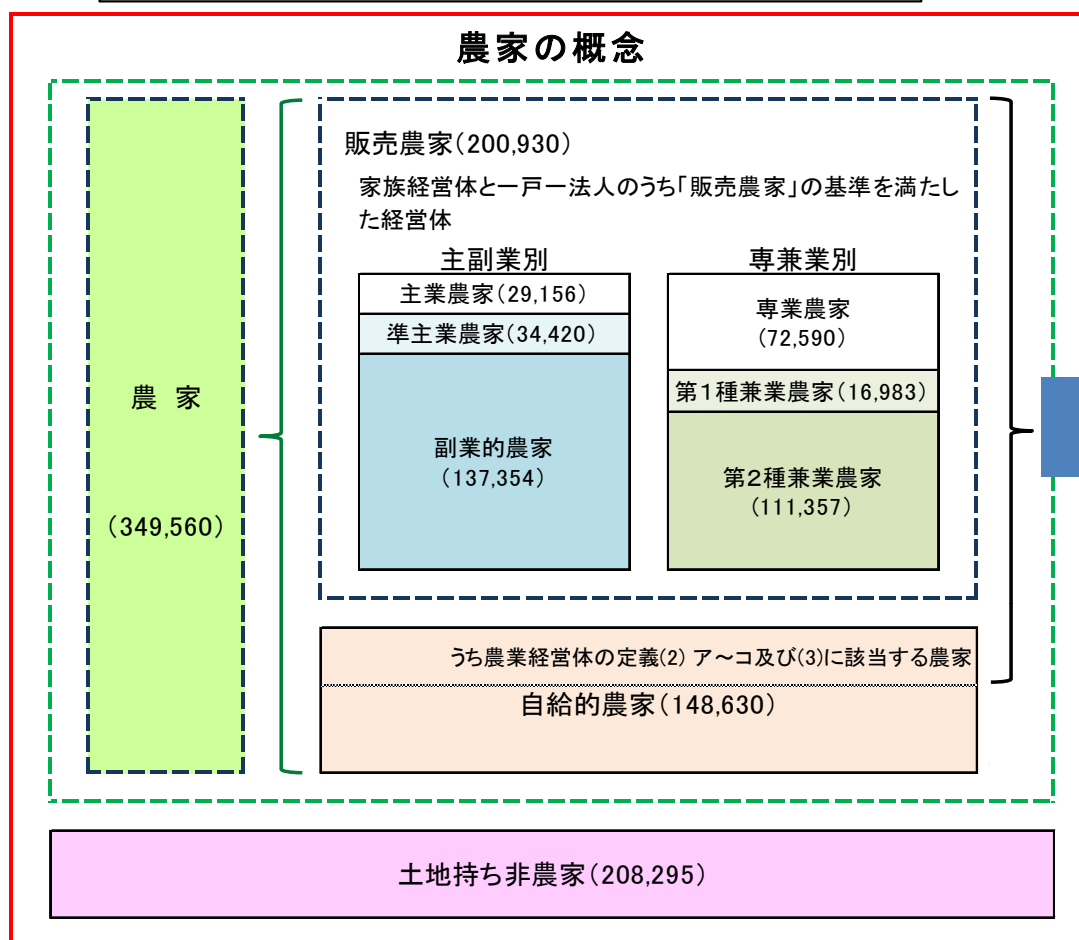
12 専業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。

13 兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

2015年農林業センサスにおける農業経営体の概念



注：「食料・農業・基本計画」において、組織化・法人化の推進など経営感覚に優れた担い手の育成捉える体系に移行した。

14 兼業従事者

過去1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者をいう。

15 第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

16 第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

17 単一経営経営体

農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

18 複合経営経営体

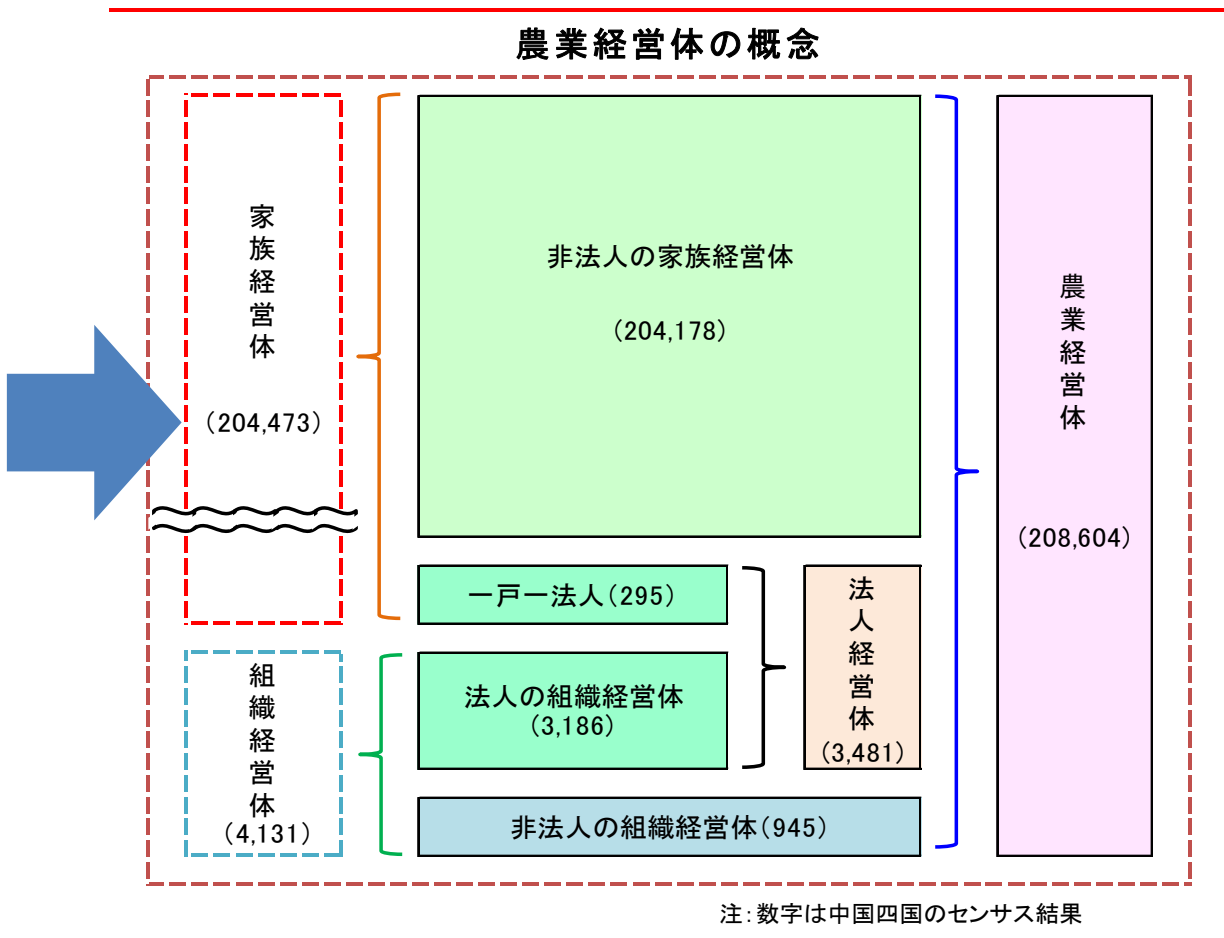
農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が8割未満の経営体をいう。

19 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

20 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者の人口をいう。



・確保が重要課題となったため、2005年センサスから農家等の世帯単位の把握に替えて「経営体」として

21 基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間にふだん仕事として主に自営農業に従事した者のことをいう。

区 分			仕事への従事状況				
			自営農業 のみに従事	自営農業とその他の仕事 の両方に従事		その他の仕事 のみに従事	仕事に 従事しない
				自営農業 従事日数が多い	その他の仕事への 従事日数が多い		
ふだんの 状況	仕事 が主	主に自営農業	基幹的農業従事者		農業就業人口	農業従事者	
		主に他に勤務					
		主に農業以外の自営業					
	主に家事・育児						
	主に学生						
	その他						

22 農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

23 寄り合い

原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。

なお、農業集落の全世帯あるいは全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がされているものは寄り合いとみなした。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。

24 寄り合いの議題

(1) 農業生産にかかる事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。

(2) 農道・農業用排水路・ため池の管理

農道・農業用排水路・ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。

(3) 集落共有財産・共用施設の管理

農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。

(4) 環境美化・自然環境の保全

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。

(5) 農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進

寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。

(6) 農業集落内の福祉・厚生

農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。

(7) 再生エネルギーへの取組

地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組に関する事項をいう。

25 地域資源の保全状況

(1) 地域資源

農林業センサスでは、農業集落内にある、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。

(2) 地域資源の保全

地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。

なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。

(3) 農地

農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。

(4) 森林

森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう森林をいう。

(5) ため池・湖沼

次のいずれかの条件に該当するものをいう。

ア かんがい用水をためておく人工又は天然の池

イ 川や谷が種々の要因でせき止められたもの

ウ 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの

エ 火口、火口原に水をたたえたもの

オ かつて海であったものが湖になったもの

カ その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水がたまったもの

(6) 河川・水路

一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいい、農業用又は生活用の用排水路は除く。

(7) 農業用排水路

農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用の用排水路と兼用されているものも含む。

なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。

26 活性化のための活動状況

(1) 活性化のための活動

地域住民が主体となって取り組んでいる活動で、地域で一定の協議・了承がされているものをいう。

なお、農林業センサスでは、伝統的な祭り・文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者などへの福祉活動、環境美化・自然環境の保全、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組をいう。

(2) 伝統的な祭り・文化・芸能の保存

古くから伝わる寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）の開催、工芸、郷土芸能等の保存活動をいう。

なお、概ね戦前から伝承されているものを対象とするが、文化・芸能については、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含む。

(3) 各種イベントの開催

運動会、盆踊り等の、農業集落住民のために定期的に行われている催し物の企画・開催をいう。

(4) 高齢者などへの福祉活動

介護活動、老人施設への慰問、買い物支援等の、高齢者などへの福祉のための活動をいう。

(5) 環境美化・自然環境の保全

自然の景観や集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全等を目的とした活動をいう。

また、路側帯や公園への草花の植栽、景観保全を目的とした清掃活動等についても対象とした。

(6) グリーン・ツーリズムの取組

農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動をいう。

具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受け入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等をいう。

具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能的食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等をいう。

(7) 6次産業化への取組

農業集落で生産された農林水産物及びその副産物（バイオマスなど）を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組をいう。

(8) 定住を推進する取組

定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等の、UIJターン者等の定住につなげる取組をいう。

(9) 再生可能エネルギーへの取組

地域資源を活用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組をいい、具体的には、農地や林地の転用地に太陽光発電パネルを設置、農業用排水路に発電施設を設置するなどの取り組みをいう。

27 集落営農

(1) 「集落」を単位として、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。

(2) 具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

ア 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。

イ 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。

ウ 集落の農地全体を一つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。

エ 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。

オ 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。

カ 作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

(3) 以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含めないこととする。

ア 農業用機械の所有のみを共同で行う取組

農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。

イ 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のため管理のみを行うもの。

28 現況集積面積

次の経営耕地面積及び農作業受託面積を合計したものである。

(1) 経営耕地面積

集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。

なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれを含む。

(2) 農作業受託面積

集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合を含む。